

IFRSにおける適用上の論点 第21回

ヘッジ会計の「部分指定」①

有限責任 あずさ監査法人 IFRS本部 パートナー 小澤 季広
有限責任 あずさ監査法人 IFRS本部 シニアマネジャー 植木 恵

1. はじめに

2014年の本シリーズ初回は、次回と連続で、ヘッジ会計を取り上げます。

IFRSの金融商品会計改訂プロジェクトの一環として、2013年11月19日にIFRS第9号(2013年版)が公表され、IAS第39号のヘッジ会計に関する規定は改訂されました。ただし、金融商品会計は改訂途上のため、IFRS第9号(2013年版)には適用日の明示はありません。強制適用日は2017年以降になるとみられています¹。

今回は現行のIAS第39号におけるヘッジ会計のうち、ヘッジの部分指定を取り上げます。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であること、及び当法人の見解については随時見直される可能性があることを、予め申し添えます。

2. ヘッジ会計の種類

日本基準ではヘッジ会計の原則的な処理は繰延ヘッジが基本(時価ヘッジの対象は限られる)とされていますが、IFRSでは、「公正価値ヘッジ」と「キャッシュ・フロー・ヘッジ」とが規定されています(このほか、在外営業活動体に対する純投資ヘッジもありますが、今回は割愛します)。

公正価値ヘッジは、ヘッジ対象の公正価値の変動リスクをヘッジするものです。公正価値ヘッジではヘッジ対象は一定のルールに基づき再測定され、その再測定損益はヘッジ手段の公正価値変動とともに純損益に計上されます。

一方、キャッシュ・フロー・ヘッジは、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが変動するリスクをヘッジするものです。キャッシュ・フロー・ヘッジではヘッジ手段の公正価値変動のうちヘッジの効果が発現する部分(ヘッジの有効部分)をその他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金として繰り延べます。公正価値ヘッジと異なり、ヘッジ対象の再測定は行われませんが、ヘッジ対象とヘッジ手段の関係が十分に有効であるかを評価し、純損益に計上すべきヘッジの非有効部分(ヘッジ手段とヘッジ対象のミスマッチ)を測定するため、ヘッジ対象の価値の変動を測定する必要があります。

このように、IFRSのヘッジ会計においては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジを問わず、ヘッジ対象の価値の変動を測定する必要があり「何がヘッジ対象か」を明確に識別することが重要になります。

¹ 新しいヘッジ会計の早期適用は可能ですが、IFRS第9号の全ての規定を同時に適用することが条件となります。

3. ヘッジの部分指定とは

実務では、リスクヘッジしたいと考える対象と実際にヘッジ手段によってリスクヘッジされる部分は、一致しないことがあります。例えば、80の仕入れを見込んでいて、その仕入れには価格変動リスクがある状況を想定します。

ヘッジ取引にはコストがかかるため、多くの場合、企業は、すべてのリスクをカバーするという選択はせず、例えば見込まれる80の仕入れのうち、50の仕入れにかかる価格変動リスクのみをヘッジするかもしれません。

一方、リスクの全てをヘッジしたくとも会計上それが認められないかもしれません。例えば80の仕入れをすべてヘッジしたくても、予定取引としての発生の可能性が非常に高くヘッジ対象の要件を満たすのは、このうち50のみかもしれません。

もしくは、80の仕入れがヘッジ対象として適格であっても、ヘッジ手段となるデリバティブの取引単位が50の倍数しかなく、50単位か100単位のいずれかでしかデリバティブを約定することができないかもしれません。これはロット問題と言われるもので、特に上場商品を用いたヘッジを検討する場合には避けられない問題です。

さらに、企業は、ある取引から生じるリスク全体ではなく、その取引に内在するさまざまなリスクのうち、一部のリスクのみをヘッジしたいと考える場合もあるかもしれません。例えば、この仕入れ80が外貨建て取引の場合、企業は商品の価格変動リスクと為替リスクのうち前者のヘッジのみを望むかもしれません。

このように、ヘッジの部分指定とは、ヘッジしたい対象(80の仕入れ取引)を構成するパーツ(「構成要素」)を切り出して、会計上のヘッジ対象に指定する方法です。ヘッジの部分指定には、名目的な数量、金額といった量的な視点で部分指定する方法(例えば50の仕入れ取引)と、構成要素が晒されるリスクによる質的な視点で部分指定する方法(例えば外貨建て商品価格の変動による影響)がありますが、今回は前者を取り上げます。なお、リスクに着目した部分指定については、次回のテーマとして取り扱います。

4. ヘッジしたい対象項目(取引)が一つだけの場合の部分指定(量的視点)

6ヵ月後の10月にほぼ確実に発生するであろうと見込まれている100単位の仕入れ取引(市場価格のあるコモディティの仕入れを想定します)について、仕入れ価格が変動するリスクをヘッジするために、先物の買いを4月に約定する企業Xのケースを考えてみます(キャッシュ・フロー・ヘッジ)。

仕入先	仕入れ予定日と仕入れ予定数量
A社	10月10日—100単位

(1) 対象項目(取引)を全体としてヘッジ対象に指定する場合

仕入れ予定数量が100単位ですので、これをヘッジするため、企業Xは先物100単位の買いを入れるかもしれません。先物で100単位の買いを入れておくことで、A社からの10月10日の仕入れ100単位のすべてについて、仕入れ価格の変動リスクをカバーすることができます。

(2) 対象項目(取引)の一部のみをヘッジ対象に指定する場合

企業Xは、先物で100単位の買いを入れることは得策ではないと考えるかもしれません。企業Xは仕入価格の相場がどの程度変動しそうかなど、市場の状況やさまざまな事項を総合的に勘案した結果、リスク管理方針に従い、30単位部分についてのみ、先物の買いを入れることを決定するかもしれません。

ここで、ヘッジ対象をA社からの10月10日の仕入れ100単位全体として指定すると、先物は30単位しか約定されていないため、仕入価格の変動リスクは30%部分しか減殺されず、仕入れ全体に対するヘッジは有効とは言えません。ヘッジが有効であるためには、ヘッジの結果が80%–125%の範囲にある必要があります²。

この場合、企業Xは以下のような方法でヘッジ対象を指定することが可能です。

- A社からの10月10日の仕入れ100単位のうち、その比例割合としての30%(30単位)をヘッジ対象に部分指定する。
 - ⇒ この場合、もし、仕入れが結果的に90単位しか行われなかった場合は、見込み違いが生じた部分(10単位の不足)×30%相当に関して、ヘッジの非有効が発生することになります。
- A社からの10月10日の仕入れ100単位のうち、初めに仕入れられる30単位をヘッジ対象に部分指定する。
 - ⇒ この場合は、もし、仕入れが結果的に90単位しか行われなかったとしても、30単位以上の仕入れは実際に発生していますので、見込み違いが発生したことがヘッジの非有効をもたらすことはありません。

では、借入金のヘッジの場合はどうでしょう。元本1億円の借入金(5年物)に対して、市場金利の変動リスクを金利スワップでヘッジするケースを考えてみます。まず、もっとも単純なヘッジ指定の方法として、元本1億円の借入金に対して、想定元本1億円・期間5年の金利スワップを組み、借入金全体をヘッジ対象に指定することが考えられます。

他方、想定元本3,000万円・期間5年の金利スワップを組み、元本1億円の借入金の比例割合30%をヘッジ指定することも可能です。この場合、ヘッジ対象に指定された30%部分(3,000万円)の借入金のみを対象に、ヘッジ会計の処理を行うことになります。例えば金利リスクに関する公正価値ヘッジであれば、市場金利の変動によって3,000万円の借入金から生じる公正価値変動についてはこれを純損益に認識し借入金の帳簿価額を調整しますが、7,000万円部分の借入金はヘッジ対象ではないので、市場金利の変動による公正価値変動についての会計処理は行いません。

もしくは、借入期間の全期間をヘッジするだけでなく、一部の期間の金利変動リスクをヘッジすることもできます。例えば、想定元本1億円・期間2年の金利スワップを組み、最初の2年間の利払いのキャッシュ・フローをヘッジ対象として指定することにより、借入期間5年間の変動金利借入金のうち、最初の2年間部分に発生する変動金利の利払い額を実質的に固定化することも可能です。同様に、想定元本3,000万円・期間2年の金利スワップを組み、借入期間5年間の1億円の変動金利借入金のうち、その30%相当に対して、直近2年間のみに限って利払いのキャッシュ・フローをヘッジ対象に指定することも可能です。

なお、公正価値ヘッジでも期間の一部をヘッジ対象とすることは認められていますが、ヘッジ手段の期間の一部を指定することはできず(後述:ヘッジ手段の部分指定)、ヘッジ手段の取組みに工夫が必要であるため、一般的にそのような指定は行われていません。

² IFRS 第9号では事後的なヘッジの有効性テストは要求されておらず、また、80%–125%という数値規準は撤廃されました。IFRS 第9号は、ヘッジの有効性評価の方法を具体的に示していませんが、ヘッジの非有効部分の発生原因などのヘッジ関係の特徴を捕捉するような方法を用いるよう求めています。

5. ヘッジしたい対象項目(取引)が複数ある場合の部分指定(量的視点)

次に、実務でより一般的に見られる、複数の取引をまとめ、その一部をヘッジ指定する例を見てみましょう。なお、複数の取引をまとめてヘッジ会計の対象とするためには、対象となる取引は同じリスクにさらされており、リスクに対して公正価値が同率で変動する必要があります³。

以下では、実務で最も一般的に行われている、予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジについて説明します。6か月後の10月に発生がほぼ確実に見込まれている1,000単位の仕入れ取引(仕入先は異なるが同じ商品の仕入れ)について、仕入価格が変動するリスクをヘッジするために、4月に、先物で300単位の買いを約定した企業Wのケースを考えてみます。

仕入先	購入予定	仕入れ実行予定日
A社	300単位	10月10日—100単位 10月20日—200単位
B社	200単位	10月5日—100単位 10月25日—100単位
C社	100単位	10月14日—100単位
D社	400単位	10月1日—100単位 10月11日—100単位 10月21日—100単位 10月31日—100単位
計	1,000単位	

(1) 取引を個別に特定して指定する

企業Wは、A社からの仕入れ300、もしくは、B社からの仕入れ200+C社からの仕入れ100をヘッジ対象に指定することが考えられます。

	ヘッジ対象
ケース①—1	A社からの仕入れ 300単位
ケース①—2	B社からの仕入れ 200単位 +C社からの仕入れ 100単位 計 300単位

(2) 特定の数量を指定する

企業Wは、6か月後に予定されているA社～D社からの仕入れのうち、初めに実行される300単位という形でヘッジ対象を指定することも考えられます。予定取引が実際に予定通り行われた場合には、ヘッジ対象は以下のようになります。

	ヘッジ対象
ケース②	10月1日に行われるD社からの仕入れ 100単位 +10月5日に行われるB社からの仕入れ 100単位 +10月10日に行われるA社からの仕入れ 100単位 計 300単位

³ IAS第39号におけるグルーピングに関する要件は、IFRS第9号において見直されました。

さて、ここで不測の事態が出来し、10月5日に行われるはずだったB社からの100単位の仕入れが発生しないことが明らかとなったとします。この場合、企業Wのヘッジ会計はどのような影響を受けることになるのでしょうか？

ケース①—1では、「A社からの仕入れ300単位」をヘッジ対象として指定しており、この仕入れ取引が予定通り行われる可能性に変更はないので、ヘッジ会計の適用に影響を与えません。

一方、ケース①—2では、「B社からの仕入れ200単位+C社からの仕入れ100単位」という取引は行われず、代わりに「B社からの仕入れ100単位+C社からの仕入れ100単位」という取引が行われることが明らかとなった場合には、ヘッジ指定した予定取引のうち3分の1部分が実行されないことになるため、ヘッジ会計は中止されると考えられます⁴。

これに対して、ケース②におけるヘッジ指定では、どの会社から仕入れが行われるかはヘッジ指定時において事前に特定されていません。

仕入先	購入	仕入れ実行日
D社	100単位	10月1日—100単位
B社	100単位	10月5日—100単位
A社	100単位	10月10日—100単位
D社	100単位	10月11日—100単位
C社	100単位	10月14日—100単位 (以下略)

よって、ヘッジ対象予定取引の内訳はB社からの10月5日の仕入れが、D社からの10月11日の仕入れに置き換わりますが、このことはヘッジ会計の適用に影響を与えません。

6. ヘッジ対象の部分指定における留意点

前節までに確認した通り、ヘッジ対象の指定をどのように行うかによって、ヘッジ会計の結果は大きく変わる可能性があります。このため、企業は何をヘッジ会計の対象とするかについて、リスク管理の方針に照らして慎重に検討し、文書化することが求められます。そのためには、ヘッジ対象は常に「識別可能」であり、また「測定可能」である必要があります。

企業はヘッジ開始時にヘッジ対象を明確に指定し、ヘッジ対象の取引が発生した時にそれがヘッジ対象であることを特定できなければなりません。

そのため、以下のようなヘッジ対象の指定はできないとされています。

- 2014年10月に発生する仕入れの3割: 10月に発生する仕入れの量が特定されておらず、ヘッジ対象の量が明示されていません。
- 2014年10月に発生すると見込まれる1,000単位の仕入れのうち300単位: 仕入れが発生したときに、それがヘッジ対象である300単位の一部か、ヘッジ対象ではない残りの700単位の一部かがわかりません。
- 2014年10月に発生する仕入れ取引のうち、最後に発生する300単位の仕入れ: 10月の仕入れが終了するまで、どの部分の仕入れが「最後から数えて300単位」なのかわかりません。

⁴ IFRS 9号では「ヘッジの部分中止」という概念が導入されたため、本例の場合でも、取引が予定通り発生する「B社からの仕入れ100単位+C社からの仕入れ100単位」についてはヘッジ会計を継続することができるようになります。

7. ヘッジ手段の部分指定(量的視点)

ヘッジ手段についても、同じような考え方で、部分指定を行うことはできるでしょうか？

ヘッジ手段は、ヘッジ対象と異なり、原則としてヘッジ手段となるデリバティブ全体を、ヘッジ手段として指定しなければなりません。比例割合指定(例えば、想定元本1,000の為替予約のうち、その30%をヘッジ手段に指定する)は可能ですが、例えばデリバティブの一部のキャッシュ・フローを取り出してヘッジ手段として指定することはできません(5年物金利スワップのうち、初めの2年間の金利交換部分のみを取り出してヘッジ手段に指定することはできません)。

なお、ヘッジ手段に含まれる一部の要素がヘッジ対象リスクと見合わない場合にこれをヘッジ手段指定から除外することができます⁵が、これは次回説明します。

おわりに

今回は、ヘッジ会計の「部分指定」の第1回として、量的な観点からの部分指定を取り上げました。

次回は、質的な観点からの部分指定(いわゆる「リスク構成要素のヘッジ」)を扱います。

本稿が実務のご参考となれば幸いです。

⁵ 例えばオプションの時間的価値など。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザー室

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.azsa.or.jp/ifrs

この「IFRSにおける適用上の論点第21回 ヘッジ会計の「部分指定」①」は、『週刊経営財務』3151号(2014年2月17日)に掲載したものです。発行所である税務研究会の許可を得て、あずさ監査法人がウェブサイトに掲載しているものですので、他への転載・転用はご遠慮ください。